

## 大規模災害時における救援物資要請マニュアル

### 1 基本的な考え方

大規模災害発生時に市町村は、自ら被災住民に供給する救援物資を調達することが困難な場合には、県へ物資の調達を要請する。

要請に際しては、岡山県地域防災計画の規定によるほか、このマニュアルに定めるところによる。

### 2 救援物資の品目

市町村が県に調達を要請する物資は、原則として別表に掲げる品目とする。

### 3 関係機関の役割

#### (1) 市町村

確保すべき救援物資の品目・必要数量を把握し、自ら調達することが困難な物資については、県民局（健康福祉部）を経由して県保健福祉部に文書（別紙様式）をもって調達を要請する。

ただし、文書をもって要請するいとまがないときは口頭で要請し、その後すみやかに文書を交付するものとする。

物資の搬入場所を定め、そこから避難所等への戸別配送を行うとともに受納状況を県民局を経由して県保健福祉部へ報告する。

#### (2) 県

##### 1) 県民局（健康福祉部）

管内市町村の要請・受納状況を、保健福祉部へ報告する。

##### 2) 本庁

##### ① 保健福祉部（保健福祉課）

市町村からの要請をとりまとめ、品目に応じて関係部（課）へ調達の指示を行うとともに、その措置状況及び市町村の受納状況の確認を行う。

##### ② 関係部（課）

流通備蓄品については、各協定に基づき、関係業者等に物資の調達を要請するとともに、その措置状況を保健福祉課へ報告する。また、県が保有する備蓄品についても、措置状況について保健福祉課へ報告する。

ア 食糧（米穀、乾パン等）……………農林水産部（農政企画課）

イ 医薬品……………保健福祉部（医薬安全課）

ウ LPガス……………総務部（消防保安課）

エ その他生活必需品……………産業労働部（産業企画課）

オ 国際救援物資備蓄品……………企画振興部（国際課）

### 4 費用の負担

物資代金（輸送代金を含む。）は、供給を受けた市町村の負担とする。

ただし、災害救助法適用市町村についてはこの限りではない。

物資代金は、業者等へは協定等に基づき県が支払いを行い、その後県は供給を受けた市町村に請求を行うものとする。

## 別 表

## 救 援 物 資 品 目

被災状況	発災後～3日まで ライフラインストップ	発災後3～4日まで 電気、水道一部復旧	3～4日以降 電気、水道復旧
食料品の条件	調理不要の食品	主食＋副食品	自炊のための食材
食料品	おにぎり 弁当 パン 缶詰 飲料 粉ミルク 乾パン	(左記食料品の他に) カップラーメン カップ味噌汁 レトルト食品 果実	(左記食料品の他に) 米穀 野菜 食肉 魚類 漬物 佃煮 味噌・醤油 塩
医薬品	医薬品、医療器具、医療用品		
燃料等	LPガス、LPガス器具(卓上ガスコンロ)		
その他 生活必需品	ロープ、バケツ、ポリタンク、毛布、哺乳ビン、マッチ、ライター、おむつ(紙)、 ローソク、懐中電灯、乾電池、運動靴、ガムテープ、タオル、軍手、 トイレットペーパー、ちり紙(ティッシュペーパー)、ポリ袋、生理用品、雨具、 さらし、シャツ、下着類、作業衣、なべ、やかん、ラップ、洗剤、石けん、 洗面セット、皿(紙皿)、茶碗、コップ(紙コップ)、箸、スプーン、文房具、 その他日常生活に必要な生活関連物資		
国際救援物資 備蓄品	毛布、テント、シュラフ、タオルケット、貯水用タンク、ロープ、土のう袋、 防水シート		

第 号  
令和 年 月 日

岡山県知事 殿

市町村長名 印

救援物資の調達要請について

災害救助に必要な物資の調達について、次のとおり要請します。

記

1 食料品

要 請 期 間	人 数 分	食料品の希望条件等 (1日当たり)	搬入希望場所
月 日 ～ 月 日まで ( 日間分)	人		

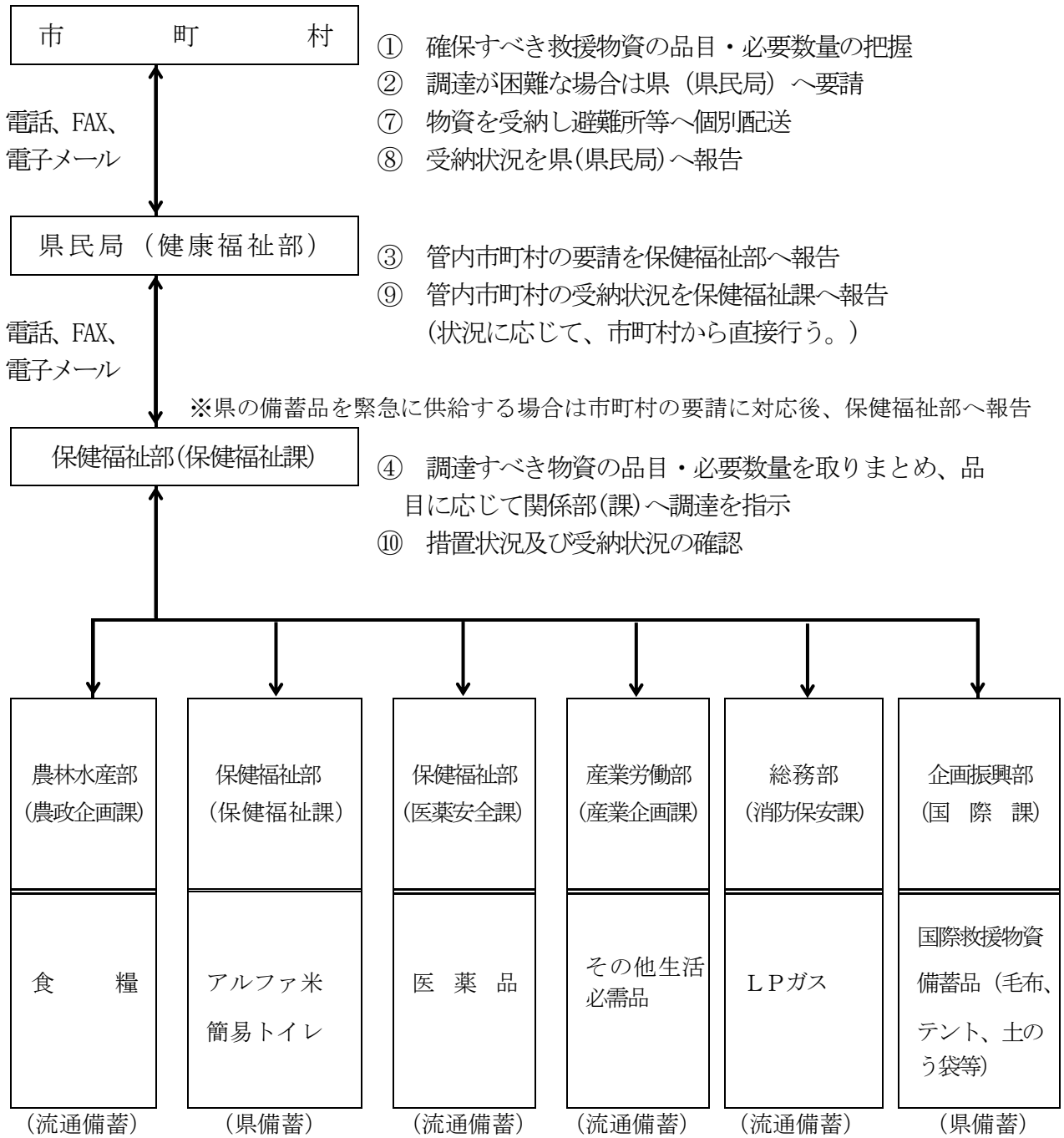
2 その他の救援物資

要 請 期 間	要 請 品 目	要 請 数 量 (1日当たり)	搬入希望場所
月 日 ～ 月 日まで ( 日間分)			

※ 搬入希望場所は別添位置図のとおり。

担当者職 ・ 氏名		
所 属 課 係 名		
連絡先	電 話	(内)
	携 帯 等	
	F A X	
	E -mail	

## 市町村から県への救援物資要請フロー



- ① 確保すべき救援物資の品目・必要数量の把握
- ② 調達が困難な場合は県（県民局）へ要請
- ⑦ 物資を受納し避難所等へ個別配送
- ⑧ 受納状況を県（県民局）へ報告

- ③ 管内市町村の要請を保健福祉部へ報告
- ⑨ 管内市町村の受納状況を保健福祉課へ報告  
(状況に応じて、市町村から直接行う。)

- ④ 調達すべき物資の品目・必要数量を取りまとめ、品目に応じて関係部(課)へ調達を指示
- ⑩ 措置状況及び受納状況の確認

- ⑤ 各協定に基づき、関係業者等に物資の調達を要請
- ⑥ 措置状況を保健福祉課へ報告